

略式代執行（鵜沼羽場町特定空家等）の実施について

各務原市は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）に基づき、下記の通り、略式代執行による特定空家等の除却工事等を実施します。

◎周辺にお住まいの皆様へ

代執行の実施期間中は、周辺にお住まいの皆様には騒音や工事車両の通行等において、ご迷惑をおかけいたしますが、安全最優先にて作業を行わせていただきます。また、代執行の実施にあたり、新聞社やテレビ局等の取材が入る可能性もありますが、皆様のご迷惑にならないよう、十分に配慮いたします。ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 概要

- 実施期間 令和8年1月下旬～令和8年3月末予定
- 実施内容 専用住宅、附属物及びブロック塀の除却
敷地内のごみ及び放置車両の撤去、敷地内の樹木の伐採
- 所在 各務原市鵜沼羽場町7丁目184番地
- 建築年 昭和50年（令和7年時点50年）
- 外観写真



2. 経緯

当該建築物は、令和7年2月の火災により家屋の根幹部分が大きく損傷し、さらには、火災ごみが敷地内に残置されている状態であったため、建築物やその敷地を適切に管理するよう、自治会等から市に相談が寄せられました。

火災により、土地及び家屋の所有者が亡くなられたため、相続人に対し、建築物の除却、ごみや放置された車両の撤去、衛生上有害となるおそれのある樹木の伐採について依頼しましたが、対応がなされませんでした。そのため、各務原市空家等審査会に当該建築物が倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であるかどうかについて諮り、その意見も踏まえて当該建築物を法に規定する「特定空家等」に認定しました。

そのうえで、法に基づく指導等を実施しましたが、それでもなお状態は改善されませんでしたので、市において略式代執行を実施することといたしました。

令和7年2月　火災により家屋が全焼

令和7年6月　法第22条第1項に規定する助言・指導を実施

令和7年9月　法第22条第2項に規定する勧告を実施

令和8年1月　略式代執行実施（予定）

＜お問合せ先＞

各務原市役所 市長公室 まちづくり推進課

生活安全・相談係 担当：棄原、熊田

TEL:058-383-1111(内線2182・2179)